

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 特定建築材料の範囲の拡大

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。）第二条第十一項の政令で定める建築材料を、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とすること。
（第三条の三関係）

第二 特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料

法第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料を、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とすること。
（第十条の二関係）

第三 報告及び検査に係る規定の整備

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号。第六において「改正法」という。）の施行に伴い、報告徴収及び立入検査の対象に下請負人を加えるとともに、解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者及び下請負人に対する報告徴収及び立入検査の対象を定めること。

（第十二条第七項及び第八項関係）

第四 政令で定める市の長による事務の処理の追加

政令で定める市の長による事務の処理について、法第十八条の十五第六項の規定による報告の受理に関する事務を追加すること。

(第十三条第一項第五号関係)

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日等

一 この政令は、改正法の施行の日（令和三年四月一日）から施行すること。ただし、第四に関する規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の日（令和四年四月一日）から施行すること。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めること。

(附則第二項関係)